第明三治二十五種郵便物認可

平成２３年（フ）第１３２号
北海道登別市若草町３丁目９番地９　コーポ風見とり、前住所北海道登別市美園町３丁目34番地６
債務者　朝比奈美粧恵
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
福島県会津若松市花見ケ丘２丁目３番27号
債務者　加藤マサ子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
神奈川県小田原市酒匂４丁目８番21号
債務者　古谷　德子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５０３号
新潟市西区鳥原2434番地４
債務者　原　　智子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１４号
新潟市北区太夫浜新町２丁目２番９号
債務者　藤田　厚子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１０号
新潟県阿賀野市姥ヶ橋419番地２
債務者　藤澤　優子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１１６２号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地23棟507号
債務者　津嘉山建設こと　津嘉山　実
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２９号
京都市右京区花園鷹司町25番地　花園団地７棟404号
債務者　山内　純子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０８号
京都市右京区花園鷹司町１番地　花園団地第10棟203号
債務者　前山　久乃
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２３号
京都市北区大北山原谷乾町218番地１
債務者　サンクス・クリーンこと　野村チズ子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９５号
京都市右京区西院東中水町14番地　西大路市営住宅１棟210号
債務者　松原キムラ山科大塚店こと　田尻　和幸
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３０号
京都市北区小山堀池町４番地１　サンビームノリタケ302号
債務者　森　　泰樹
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
香川県さぬき市長尾東1551番地５、申立時住所香川県さぬき市長尾名715番地４
債務者　穴吹　善弘
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３４８号
香川県高松市国分寺町福家甲1928番地１　サンリバーＣ102号室
債務者　潮入　　滿
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３４９号
香川県高松市国分寺町福家甲1928番地１　サンリバーＣ102号室
債務者　潮入寿美子（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市字沼ノ端928番地の６
債務者　米田江利子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１７６号
北海道苫小牧市ときわ町３丁目15番27号
債務者　安部　浩司
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部